

第 8 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- | | |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 1 会議の日時 | 平成 15 年 12 月 16 日(火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 4 時 26 分 |
| 2 会議の場所 | 大東町文化会館 シオーネ 小ホール |
| 3 出席者及び欠席者の氏名 | 別紙 1 出席者名簿のとおり |
| 4 議 題 | 別紙 2 次第のとおり |
| 5 議 事 | 別紙 3 のとおり |
| 6 会議録の確定 | |

確 定 年 月 日

平成 16 年 1 月 26 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34		1市2町	奥宮正敏	掛川市IT政策課長	
5		川口 功	大東町助役		35	関係職員	中山礼行	掛川市企画人材課長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		中山幸男	掛川市国保介護課長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		大石碩也	大東町保健福祉課長		
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		石山勝一	掛川市消防長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		西尾繁昭	掛川市行財政課長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40		事務局	松井 孝	事務局長	
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41			栗田 博	事務局次長	
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42	高鳥康文		総務係長		
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43	赤堀賢司		計画係長		
14		水野 薫	大東町議会議員		44	深谷富彦		調整係長		
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45	富田 徹		総務係		
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46	服部和敏		総務係		
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47	宮崎裕和		計画係		
18		上野良治	大須賀町議会議員							
19		原田新二郎	学識経験者							
20		田中铁男	学識経験者							
21		滝沢恵子	学識経験者							
22		戸塚誠夫	学識経験者							
23		松本恵次	学識経験者							
24		水野淳子	学識経験者							
25		増田正子	学識経験者							
26		蒲原忠雄	学識経験者							
27		中井明男	学識経験者							
28		鈴木正彦	学識経験者							
29		菅沼信夫	学識経験者							
30		小櫻義明	学識経験者							

第 8 回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日 (火)

午後 2 時から

場所 大東町文化会館シオーネ 小ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

[報告]

報告第 8 号 新市建設計画策定小委員会報告について

(2) 協議事項

[協議]

協議第 14 号 新市の名称について

協議第 15 号 公共的団体等の取扱いについて

協議第 16 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 17 号 電算システムの取扱いについて

協議第 18 号 慣行の取扱いについて

[提案]

協議第 19 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 20 号 介護保険事業の取扱いについて

協議第 21 号 消防団の取扱いについて

協議第 22 号 町名・字名の取扱いについて

協議第 23 号 地域審議会の取扱いについて

4 その他

(1) 次回の会議の開催について

日時：平成 1 6 年 1 月 2 0 日 (火) 午後 2 時

会場：掛川グランドホテル 3 階 王冠の間

5 閉 会

別紙 3

開 会 午後 2 時 0 0 分

栗田事務局次長 皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

開会前に事務局から 2 点ほどお願いをいたします。携帯電話につきましては、マナーモードにするか、電源をお切りいただきたいと思えます。

次に、お配りした資料の確認をお願いいたします。会議次第、議事事項の記載があります協議会資料、新市建設計画（素案）、それから協議会だより12月号をお配りしてございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、ただいまから掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第 8 回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、協議会の榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。第 8 回の掛川市・大東町・大須賀町合併協議会に大勢の方、傍聴者をお迎えして、委員の皆様30人全員お集まりいただきまして、お忙しいところありがとうございます。

また第 8 回に至るまでにいろいろなことがございましたが、皆様の大義に向かったの、理想に向かったの協力体制のもとに着々と手続が進んでおりますことを心より感謝申し上げます。

特に、第 7 回で合併の期日についていろいろ大須賀町さんの選挙のこともありましたので、なかなか考え方の整理をしかねました。その結果として、臨時の合併協議会を12月 2 日に開いたところではありますが、そのときは深夜までかかりまして、本当に皆様方に汗をかいていただいて、大須賀町さんには誠に申し訳なかったことですが、やはり合併の大事な、重要なすり合わせ、コンピューター関係、そのほかいろいろ諸般の情勢を総合して多数決で決めさせていただいたということでありまして、決して吸収とか多数が少数を押し切るとそういうことではなくて、全然違う尺棒により論じたものですから、なかなか難しかったんですが、何とか大須賀町さんのお気持ちで、皆さんで期日の決定ができて、厚く御礼を申し上げます。

この上は、掛川市の市議会でも申し合わせたことですが、選挙を余分にやるようになるということが決してマイナスにならないように、大須賀町さん、大東町さんのために掛川市が多数で押し切るというふうな例にならない結果となるように、これからご協力をしていかなければいけないということを全員協議会で申し合わせたところでもあります。

今日は、そういうことを前提にいたしまして、第 6 回で提案しました 5 件の項目の協議がございしますが、何といたしても今日の大きな協議項目は、新市の市名の決定であります。そしてさらに、公共的団体の取扱いやそれから補助金、交付金の 303本の補助金、交付金の総括的な調整方針、それから電算システムの取扱い、市章など慣行の取扱い、行政慣行の取扱いというようなことがございます。

そして、来年の第9回の法定協議会に対する提案事項の事前提案として、国民健康保険や介護保険や、消防団とかそういう一連の問題を提案させていただくということ。そして1件の報告として、小櫻委員長による新市建設計画の策定というような報告がございます。時間のある限り、ご熱心なご審議をお願いして、また一步合併の話が進んだという形で、それぞれ11万4,500人の1市2町の方々が明るい気持ちで新年を迎えられるようにご協力をお願い申し上げたいと、このように思うわけでありませう。

最後に、実は私は県内の市町村の合併のみならず、全国の地域づくり推進協議会の会長をやっている関係で、全国の合併に関するいろいろな情報を聞いておりますが、かなり詰まってきたからうまくいかなかったという話を聞きますが、それは財政問題であります。静岡県でいえば今典型的にあらわれているのが、大井川町が離脱するという話、それからまた、南伊豆、伊豆半島の方で下田は財政力が問題があるから、西伊豆は西伊豆3町でいくとか、東伊豆は独立でいくとか、ここへきて財政問題でいろいろ疑問があるという基本的な問題がネックになってきているということがあります。

そこで、ほんの簡単なことですが、ここでも掛川市が積極的にいろいろなことをやってきたけれども、借金ももの凄く多いというような批判というか、そういうことを聞いておりますので、そのことについての見解を若干申し上げておきたいと思ひます。

もう少し詳しいことは、財政分析として誠意を持って皆様方にご説明しなければいけないわけですが、簡単な説明を申し上げますと、まず一つは地方税でありますけれども、地方税の税収に対する1人当たりの市民の税金を納める額ですね。1人当たりの税収でいいますと、掛川市が168万円納めております。この地方税というのはもちろん固定資産税とかそういうのも入っています。大東町が160万円、それから大須賀町が155万円ということになります。168万円、160万円、155万円ということになっています。これは1人当たりの平均の所得の担税力の推移をあらわしていますが、もちろんこれは一番新しい決算統計で、平成13年度が決算統計で一番新しいので、決算で申し上げます。

それに対して、一番心配されていることは起債の残高ですね。起債の残高によりますと、これはご案内のとおり、起債には普通会計といって一般会計の起債と、それから公共下水とか農業集落排水とか特別会計ですね、それから病院会計、水道会計、そういう会計全部の、全会計の特別会計、企業会計も入れて全部の起債残高ですね、これが本当の起債残高ですが、それが掛川市が461億400万円、大東町が134億5,300万円、それから大須賀町が79億4,700万円、合計いたしますと675億400万円とこういうことになります。

ですから、これは掛川が断トツに多いという疑問を持たれるのは当然であります。しかしこれを人口当たり1人当たりいたしますと、起債残高で1人当たり掛川市は57万3,000円です。大東町が64万1,000円、それから大須賀町が64万7,000円とこういうことになります。ですから、1人当たりになれば決して高くはないというか、健全であるということが言えます。

この掛川の起債が多い理由の一つは、病院が1つだけあるわけで、病院の起債残高がちょうど

50億円あります。これが非常に高く感ずるということになるかと思えます。

それから、もう一つよく財政を考えるときの指標として財政力指数ということを行います。その財政力指数は平成13年度決算統計で、掛川市が 0.920、これが 1 を超えると不交付団体になるわけですね。掛川市はもうちょっとで不交付団体になるわけですが 0.920、大東町が 0.696、それから大須賀町が 0.686ですね。この 1 市 2 町が合併しますと、全部で財政力指数は 0.805になります。全国平均からいえばかなり力のある都市になるとこういうことでありまして、主要財政指標の中のまた一番主なところだけ取り上げました。

問題は資産が幾らあるかということですが、その資産の計算の仕方はなかなか難しいんですが、一応掛川市としては 1,000億円あるという計算になっております。今日は財政論議ではないので、以上のことを申し上げます。

私は会長として、やはりこのことは一回ちゃんとした席で申し上げておかなきゃいけない問題だと。というのは、他の地区の合併論議が後になってこういう離脱なんていうようなことが起こってきているところが全国的に多いもんですから、それでちょっと申し上げさせていただいたというわけで、これについてはまた誠意を持っていろいろな数字できちっとご説明したり、ご理解していただかなければいけないと、こういうふうに思っておりますので、今日はそのことを前提に安心して論議をしていただきたいと、このように思うわけであります。

それでは、お忙しいところ、それからまた傍聴の方々も大勢お集まりいただきまして、それからマスコミの方々も大勢のために熱心に報道をしていただくことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

栗田事務局次長　　ありがとうございました。

次に、会議次第の 3 番目の議事に入らせていただきます。

会議の議事につきましては、会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議録の作成の関係で、会議中のご意見、ご質問等の発言につきましては挙手をしていただき、お名前を言っていただいた上でご発言をお願いしたいと思います。

それでは榛村会長、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長　　それでは、例によりまして、暫時議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

直ちに議事に入りますが、報告事項について 1 件ございます。

先ほど申し上げたとおり、報告第 8 号 新市建設計画策定小委員会報告についてご報告を申し上げます。

小櫻委員長さん、お願いします。

小櫻義明委員長　　それでは、新市建設計画策定小委員会の報告をさせていただきます。

2 ページのところはその報告の概要が載っておりますが、10月21日の第 5 回協議会において新都市ビジョンを承認していただきましたが、現在、それに基づきまして主要事業の検討を行って

いるわけではありますが、その方向性が見えてまいりましたので、その内容をここで報告をさせていただきます。

資料に、お手元に新市建設計画（素案）があると思いますので、それをお開きいただきたいと思います。

内容としましては、まず1章 序論としまして、合併の必要性について、それと計画策定の方針について書かれておりました、3ページ、第2章で新市の概要について整理をされています。第3章、6ページに主要指標の見通しということで、将来の総人口、年齢別というのが示されています。7ページに第4章としまして、新市建設の基本方針ということで整理されておりますが、この新市の将来像及び8ページの基本目標につきましては、前回承認いただきました都市ビジョンに基づいて設定をされております。その後、10ページに重点プロジェクトが4つここで提起をされておりますが、これについては後でまたご報告を申し上げたいと思います。12ページに、新市の施策ということで、これも都市ビジョンで示されました7つの柱に則して整理をされているわけではありますが、その右の方に主要事業、事業名と事業概要について示されております。これについても、また後でご説明をさせていただきます。

次が第6章としまして、26ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、新市における静岡県事業の推進ということで、静岡県に要望する事業及び静岡県に要請する事業について整理されておりますが、これは現在協議中であり、これについても、また後でご報告申し上げます。7章が、その右にあります公共施設の適正配置と整備の計画であります。最後に、28ページに第8章としまして、財政計画について示されております。これについては、また後で少しご説明をさせていただきます。

この新市建設計画の中で、特に現在策定小委員会の中で大きな議論を行っておりますのが、主要事業についてであります。新市になる上で特に重要だと思われる事業を主要事業として位置づけているわけではありますが、その中で特に新市の柱に直結するものとして重点プロジェクトとして特記をして、公約的に事業を進めるということにしております。その他の主要事業につきましては、新市の財政状況をかんがみながら積極的に推進を図るというものになっております。

重点プロジェクトにつきましては、先ほどお話ししましたように10ページのところに現在4本のプロジェクトが計画をされております。ただ、これにつきましては現在まだ検討すべき要素が多々あるものですから、引き続き小委員会の中で協議を続け、場合によっては修正等々があるかもしれないと思います。

この重点プロジェクトの中で、特に重点プロジェクトの1に挙げられています道路の問題、これにつきましては、県との協議というものが非常に大きくて、その結果、その協議内容によってあるいは調整内容によって、財政計画にも非常に大きな影響を及ぼすものであるため、特に慎重にこの点については議論を進めていく所存であります。

それ以外の主要事業につきましては、これは12ページ以降の新市の施策のその右のところに、主要事業についてそれぞれ7つの柱に応じた事業がありますが、この中には重点プロジェクトに

含まれる事業も記載されています。重点プロジェクト以外の事業についても、これも現在協議中でありまして、特に新市の財政に非常に大きな影響等々もありますので、これにつきましてもまた小委員会で協議を継続していきたいと思います。

これらの事業は、すべて合併特例債事業の対象になり得るものでありますが、現実には合併特例債の対象事業に認定をするということは、非常に厳しい扱いというものが県との協議の中でありまして、そういう意味ではすべての事業が合併特例債の対象になるというのはちょっと考えられないのではないかという状況であります。

しかし、合併特例債の対象にならない事業であっても、新市の上で絶対に必要な事業等々もありますので、そういうものを含めて主要事業について提起をしていきたいと思っています。特に道路に関しても大きいんですけども、新市における県事業の推進ということで県との協議を行っていますが、これが県でどの程度の負担でやってもらえるかどうか、あるいは新市の負担でやらざるを得ないのかという等々につきまして、非常に影響が大きいものでありますので、県との協議においても新市の負担がなるべく軽くなるように、そういう方向に向かって協議に努めているところであります。

財政計画につきましては、これは合併によって新市ができた際にも健全な財政が維持されるために、こういう財政計画というのもこの新市建設計画の中に含まれているわけでありまして、現在こういう主要事業、それで実際にどういう財政的な経費がかかるのかという、そういうことをもとに年次別計画の策定も準備しております。大体この財政計画の内容としましては、合併後10年間どうなるか、歳入歳出の主要項目についての予測計画等々がこの財政計画の中に含まれることになると思います。

今後のスケジュールにつきましては、2月に県事業及び財政計画も記載されております新市建設計画の素案を協議会に示して、これで事前協議に当たるという具合に考えております。そして、県との事前協議を終えた段階、3月において新市建設計画案をこの協議会に提案をさせていただき、さらに住民説明会を終えた4月の協議会で新市建設計画の協議をお願いしたいと、そういうスケジュールで考えております。

以上であります。

榛村純一会長　　ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問なりご意見ございましたらどうぞ。鈴木委員。

鈴木治弘委員　　大東の鈴木治弘でございます。

先生に1点お尋ねをしたいと思いますが、重点プロジェクトの中でナンバー2の新市民の交流広場の整備、事業費20億円を投じてハイキングコースとかエコ・ミュージアムの設置をというふうに書いてございますが、もう少し具体的にお話しをいただければと、そんなふうに思います。

小櫻義明委員長　　この重点プロジェクトの2の交流広場ではありますが、これは1市2町合併において小笠山、この周辺が1市2町の接着剤のような位置を占めていると。そういう意味で、この小笠山周辺のところに何らか1市2町の一体性を醸成するようなものとしまして、こういう交流

広場、公園というものを提起をさせていただいたわけであります。

ただ、ここにこういう交流広場、公園のようなものを置いて、果たしてどれだけ人が集まるのか等々のご意見も出まして、そういう意味で県の小笠山の基本整備計画の中にも実はエコ・ミュージアムというものが提起をされておりまして、このエコ・ミュージアムの発想をこの中に生かして1市2町全体を一つの博物館に例えて、そしてそれをネットワークで結ぶ、その中心、コア・ミュージアムのようなものをここに少し置けば、交流広場というものが1市2町の交流、一体性を促進するという点で効果があるのではないかなということ計画をしたものであります。

これについては先ほど申し上げましたように、小委員会の中で果たしてどれだけの効果、その費用を、特に財政的な面でいいますと、先ほど申しましたように、最優先課題であります道路の整備、南北軸の道路の整備、この点でどれだけの事業費というものが見積られるのかと、そういうこともありまして、これについてはもう少し小委員会の中で議論をしていただきたいと思っていますので、これについてご意見がございましたらぜひまた伺わせていただければありがたいと思います。

榛村純一会長　ほかにありますか。何かご意見でもいいですけれども。

今のお話しは、この間首長調整会議でも出まして、もうこの地域は全体として公園のような町で、農村で美しいふるさとがあるから、必ずしも小笠山にそういう施設を集中してやる必要はないんじゃないかというような話とか、本当の皆さんの希望は予防医学とか、東京女子医科大学がありますから、高齢化社会に向かってあるいは少子社会に向かって、人間の健康問題を徹底的に人間ドック的にチェックをする施設に重点配分する方がいいんじゃないかというような話が出てたんです。

小櫻義明委員長　ぜひ小委員会の中で検討させていただきます。

榛村純一会長　ほかに特にありますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　特にないようでしたら、また小委員会はこれからずっと継続して開かれるわけですので、それぞれ小委員会の方々に注文をつけていただいたり、ヒヤリングをしていただいて進めていくようお願い申し上げたいと思います。

来年の2月の第10回合併協議会に新市建設計画案を報告していただくということですね。

小櫻義明委員長　2月に県事業、財政計画も記載された素案を提起をさせていただいて、3月に県との事前協議を終えた計画案というものを協議会に提案をさせていただきますという、そういう予定になっています。

榛村純一会長　参考までに、ちょっと小委員会の新市ビジョンを策定する委員会に入っている方は手を挙げてください。

(挙手する者あり)

榛村純一会長　これだけの方々、よろしいですか。いずれもしっかりした方々ばかりですから、いい計画ができると思いますが、よろしくお願いします。

それでは、続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議事項の協議につきまして、先ほど申し上げたように、本日は5件ございますが、内容につきましては先月の第6回協議会におきましてご説明してございます。

協議第14号 新市の名称についてご協議をお願いいたします。

新市の名称候補につきましては、8月15日から約1ヵ月間公募をいたしまして、285種類の名称の中から小委員会で5点の候補を選定していただきました。本日の会議資料に1市2町それぞれの公募結果の記載がありますので、ご覧をいただきながらご協議を願いたいと思います。

それでは、大須賀町の委員の方からご意見、あるいは大東町の委員の方からご意見を願いたいと思いますが、小委員会の報告があったかな。第6回でお配りした資料が今回も掲載されていますね。それを見ながらご意見発表をお願いいたします。

中井明男委員 大須賀の中井です。

新市名につきましては、小委員会の中で公募をされたのを整理していただいて、その中から5つの案が既に示されております。住民の皆さんも最も関心の高い新しい市の名前はどうかということである中、結論を簡単に言うのはどうかとも思いますが、申し上げますと、私は漢字の「掛川市」、今の掛川市と全く同じですが、それがいいじゃないかというふうに思います。

理由をちょっと申し上げますと、その市が一体どこにあるのかというようなことが広くわかるような名称がまず大事だと。知名度が高いといいますが、そういうのは重要なことだというふうに思います。それと、この新市の名称を公募をされた中で、全体では応募数がやや少なかったかなという感じもしないではありませんですが、その中で漢字の掛川というのは、もう圧倒的に多いと。住民の皆さんの意向としても圧倒的に多いと。掛川市はもとより大東町、大須賀町においても圧倒的に漢字の掛川は多いと。応募をしてくださった住民の皆さんの意向も、もう圧倒的にそこへきているというようなこと。

それから、どなたも今まで自分が住んでいた、あるいは使っていた歴史的な地名とかそういうものはなくしたくないというような気持ちはあると思うのですが、これらは今後住居表示とか決めていく中で、今の大字等を新市名の後へそのままつけていくというような形でいけばなくなることはないし、例えば掛川市千浜とか、掛川市大坂何番地とか、掛川市大淵何番地とかという感じでもっていけば、わかりやすいではないか。それと、混乱も少なくして移行できていくではないかと。

大須賀町の場合は先の説明会の折にも要望としてありましたのは、大字横須賀というのと大字西大淵というのは非常に入り組んだ地域があって、その辺はこの際何とか整理できたらというご意見もありましたが、それらは別の問題といいますが、今後どうしていくかというのはありますが、基本的にはそういうふうに使っていったらなくならずにいくではないかと。

ちょっとくどくなりましたが、私は住民の公募の中でも最も多かった漢字の「掛川市」がいいではないかと思います。

以上です。

榛村純一会長 ありがとうございました。

ほかに。戸塚委員。

戸塚誠夫委員 大東町の戸塚でございますが、今、中井委員がおっしゃいましたが、ほぼ同じようなことでございますが、私も現状の「掛川市」、漢字で書いたものでございますが、これがいいと思います。

理由といたしましては、全く同じような形でございますが、歴史的にもまた新幹線の駅、あるいは東名のインターチェンジの名前、こういったものがやはり掛川という名称を使われておりまして、全国的にも非常に知名度が高いということがまず第1点。それから、ただいまお話しがございましたが、新市の名称を公募いたしまして「掛川市」が第1位、これは掛川町、大東町、大須賀町でも1位だというようなことでございます。それから、結果といたしまして新市の1市2町というものを考えました場合に、掛川市における掛川市自体はやはり人口の7割ぐらいですが、過半数を超えておりまして、社会的にも経済的にも何かいろいろ過半数の力といたしますか、そういう規模の地域でございますので、「掛川市」でいいのではないかと、こんなふうに思ったわけでございます。

以上でございます。

榛村純一会長 ありがとうございました。

ほかに何かございますか。原田委員。

原田新二郎委員 掛川の原田でございます。

今、大須賀町、大東町から非常に大きな心の「掛川市」というようなご発言をいただきまして、掛川の委員としては非常にありがたく感じている次第でございます。どうかそういう意味でも、私も「掛川市」に賛同したいと思います。よろしくお願いします。

榛村純一会長 半井委員。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

昨日、うちの方は議員の皆さんにお諮りをいたしまして、名称につきましてどんなもんだろうかというお話しをいたしましたところ、一つ意見としては、掛川が一番アンケートの中では数が多いから掛川でもいいという意見と、そうしてもう1点は、新しく合併していくということで、「三城市」がいいではないかというような意見もありました。4名の方にお任せしますということですが、議会の中は「三城市」と「掛川市」と半々ぐらいというような意見です。

以上です。

榛村純一会長 ほかにありますか。水野委員。

水野 薫委員 小委員会の皆さんが、ここにすばらしい名前を5つ挙げていただいて、皆すばらしいところへ書いてありますけれども、私は今回の合併は掛川市も大須賀町も大東町も今まですばらしいそれぞれの自治体を幕を引いて、3つが集まって新しい市をつくらうじゃないかということでありまして、いろいろこの中で迷った点もありますし、そして決して今掛川という名前が嫌いであるわけでもないんですけども、私はこの際、新しい市ができるんだったら、思い切って

新しい名前の市をつけたらどうだかと、そんな感じがあります。

というのは、この地区が遠州地区になります。僕はもう少し広く小笠郡と掛川ぐらいになったら、これは当然「遠州市」で突っぱねれば良いと思ってたんですけども、どうも現状言いにくくなったわけでありまして、次の長い目で見てこの地区をどういうふうにするかというときには、僕はやはりこの中心になるべき掛川とこの2町の名前は遠州市が良いと思っております。でも、隣の町の袋井さんを中心に何か遠州が非常に応募者が多かったそうで、弱ったかと、そんな感じもございませう。

その中であえて理由をつけるならば、1市2町の中におおむね10キロの海岸線があります。それで、その向こう側の海はこれ遠州灘といいますし、10キロの距離をこういうふうに面している。そして、自分らその地区に生まれたもんですから、小さいころから60になるまでいつもその音を聞いてきましたので、その中の遠州というのは非常にこだわりがあるわけでありませう。

それから、遠州の遠というのは辞書を引くと余りいい書き方してないんですけども、奥深いという意味が終わりの方にございまして、掛川市さんもいろんな意味で奥深い市でございまして、それから海と山と街道、そんなようなイメージの中でもやはり南に広がった一つの海のイメージとそれから奥深い掛川のイメージを合わせると、僕はやはり遠州が一番いいかなと、思っているところでありませう。

余分なことですけども、鹿児島で全国の人が集まる、早い話「いっばい会」がございまして、そこに行って当然全国的ですので合併の話が話題になりまして、「ところで、水野さん、あなたのところはどういう名前になるんですかね」という話で、「いや、私は5つ出てますけれども、遠州というのがいいかなと思っておりますよ」と言ったら、鹿児島からあるいは北海道の方まで思ったよりも遠州という地名をよく知っているんですね。それと、音がいいと。要するに、「遠州市というのはきれいな名前じゃないですか」と、そんなふうにした人がございまして、何か変な余分な理由づけをしているみたいな言い方になりますけれども、私はやはり将来この地区を述べていくに、その先駆けとして遠州をとれば、そんないいことはないかなと、そんなふうで今思っております。

以上です。おくれましたけれども、大東町の水野です。

榛村純一会長　　ありがとうございました。

ほかにございませうか。鈴木委員。

鈴木治弘委員　　横で遠州がいいというのを同じ町の人間が掛川がいいというのもおかしい話なんです、私は特にこだわっているわけじゃないんですけど、ただこの地域の歴史を見てみると、明治の大合併といわれた市町村制が施行されたとき、200幾つあった村が46になったと。そうして、その46の村の名前の中で今残っているのは掛川だけなんですよね。しかも、明治12年に佐野郡と城東郡を2つの郡を束ねる郡役所が掛川宿に設置をされたと、そういう歴史を見ても、この地域の中心というのは、やはり掛川宿にあるんじゃないかというふうで考えるですがね。そうして、いろんな合併の歴史を繰り返した中で、掛川市が現在まで残っているということを踏まえて考え

ますと、やはり私はこだわる必要はないけれども、掛川がいいんじゃないかと。そのほかにこの5つの中でふさわしい名前が出てくれば別ですけども、私の判断では掛川にまさる名前はなかったんじゃないかなと、そんなふうに考えて掛川に賛成をいたします。

榛村純一会長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。松本委員。

松本恵次委員　　大東の松本です。

先ほど水野委員が遠州という話しをされましたけれども、私も遠州という名前には大変地域性をあらわしていいんじゃないかなというふうな気持ちもあるんですけども、水野委員も言われましたように、将来の大合併を考えていくと、遠州というのは一つの大きな要素を持った名前かなというふうには思うんです。

差し当たりはやはりここの今までに戸塚委員さん、それから中井委員さんもおっしゃられたように、居住地別の応募を見ましても1市2町とも掛川が一番多いということ、それから同じような理由になりますけれども、新幹線それから東名、いずれも掛川という名前で定着をして掛川の知名度が高いという、そういうことを考えますと、やはり大東、大須賀も掛川という一つの知名度の中に乗かって発展をさせていくのが有利ではないかなというふうな気もいたします。

大東町内だけといいますと、100人単位で聞いたわけじゃありませんが、私がいろんな会合で聞いた中では、大東町民の、それは一部といえどももちろん一部なんですけれども、大体10人単位で考えますと五、六人ぐらいがやはり掛川市かなというような意見、その次に3割ぐらいが遠州市、それから三城市というのが残りぐらい。こんな感じもありまして、ここの居住地別の応募一覧表と似たような感じの答えだったかなというふうに思っていますので、私も掛川市の知名度を生かしたこれからの大東、大須賀地区も伸びていくような方向、これがいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

榛村純一会長　　ありがとうございました。

上野委員。

上野良治委員　　私は今回1市2町で新しいまちをつくる、皆さんの力で新しいまちづくりをやっていくということで、新しい名前がいいんじゃないか。その中で「三城市」というものを私自身は推したいわけなんですけれども、先ほどから知名度云々という話が出てるんですけども、この知名度についてはこれからの努力で幾らでも知名度を上げることができるんじゃないかと思えます。そういった意味でも、3つの城、掛川もお城があって、うちの方は残念ながら城の本丸はないんですけども、城跡は残っている、高天神も城跡は残っている、それは皆さんの心のよりどころみたいなものじゃないかと思えます。そういった意味でぜひ「三城市」という名前がつけばいいなという感じでおります。

以上です。

榛村純一会長　　いろいろ出ておりますが、まだほかにありますか。掛川の議員さんたちはちょっと言いにくいでしょうけど。

石山委員。

石山信博委員 掛川の石山でございます。

私は、実は正直申しますと、「三城市」で応募しております。しかし、私の名前では出すのはいかがかと思ったものですから、妻の名前で出しましたけれども。理由は、ここに書いてあるのと全く同じようなことを書いて出しましたけれども、せっかく新市が誕生する1市2町、それぞれが持っている財産でもあるお城をやはり名前に入れた方がいいだろうということで、「三城市」という名前がどうかというふうに考えたわけです。

しかし、出した後、その後いろんな人のお話を聞いたりしてまして、1市2町で合併してそれだけで終わるんだったら三城市でもいいんだろうけれども、しかし将来的にはもう少し大きな市を、特例市を目指してというような考えだったら三城市にしておくというのはどういうものでしょうかねという話を聞きまして、ああ、そうだな、そこまで考えるとここで三城市という名前にしちゃうと問題があるかなと、そんな考えに今至っているところでございます。

皆さんのお話を伺って、「掛川市」ということをおっしゃっていただける皆さんが大勢いらっしゃるものですから、掛川市の議員としては大変ありがたいことだなというように思っております。

実は私、議員になる前にいろんな活動をしていたんですけれども、そのときに東京で全国大会がありまして、それぞれが自己紹介をしたときに「掛川市の出身です」と言ったら、「掛川市ってどこですか」と言われまして、「いや、つま恋のあるところです」と言ったら「ああ、つま恋のあるところですか」と言われまして、非常に「掛川って、何だ、そんなに知られてないのか」とがっかりしたことがあるんですけれども、今、おかげさまで北海道でも九州でもどこへ行っても「掛川ってどこですか」と聞かれることはないぐらいに、掛川という名前が知られたということで、これは大勢の皆さんの努力があってそうなったということなものですから、この新市の名前にそのまま生かせたら大変ありがたいことだなというように考えております。

以上でございます。

榛村純一会長 これは参考までに、私が何か誘導する気持ちはありませんけれども、伊豆市という名前をつくったときに、他の市町村長さんから、伊豆市というのは伊豆半島全体なのに自分たちのところだけでつけるのはおこがましくないかという批判が出たんですね。それは、遠州市でも同じようなことが出るおそれがあるんじゃないか。先ほどおっしゃったように、もう少し大きく合併するときは遠州市だろうけれども、今の段階で遠州市はどうかというのは、伊豆の例からいうとそういうことが言えるかなという感じを持つんですね。これは何の誘導性もある発言じゃありません。

水野 薫委員 大東の水野ですけれども、感化されたわけじゃないんですけれども、僕もやはり伊豆半島全体があるときに伊豆市とつけるのはちょっといかなものかなと思うには思ったんですけれどもね。しかし、伊豆とここはちょっと事情が違まして、1市2町、掛川と大東、大須賀の場合、やはり、この地域のリーダーであるべきであって、やはりそれは先駆けてこの際に思

い切って英断して遠州をつけたらいかがかなと思って、そんなふうにしたわけでございますけれども。

榛村純一会長　それでは、どうしたらいいかな。決をとるというのもまた。

松本委員。

松本恵次委員　大東の松本です。

これは大事な議題でもありますので、いかがでしょうか、もう少し今発言をされてない皆さんのご意見も伺っていただいて、それからまた判断をしていくというようなことでは……。

榛村純一会長　ほかに何かご意見、今まで出たご意見以外で何かございますか。

小松正明委員　掛川の松本でございます。

結論を申し上げますと、私は大変言いづらいですが、掛川がいいのではないかというふうには思っております。

その理由としては、先ほど大須賀の上野委員の方から新しい市名にしてブランドは今から努力をして築いていっても、それもできるのではないかと、こういうご発言がございました。しかしながら、一つのまちの名前のブランドをつくり上げるというのは、これは並大抵ではないのではないかというふうには私は考えます。一朝一夕にできるものではないし、地道な産品一つにしてもいろんなまちの活動、いろんなことを少しずつ積み上げて、元気のあるまちだな、なかなかおもしろいことをやるまちだなというふうなことの中で、少しずつ地名というものが、まちの名前というものが広がっていくのではないかなと、そういうふうな気がいたします。

この中でやはり今掛川では、掛川茶、あるいはそういったことに、あるいは新幹線駅、あるいは東名のインターというようなある程度全国的なブランド、ブランドという言葉悪いですがけれども、全国的にある程度名の知れた部分を持っているという要素があるのではないかというふうにご考えております。そういう意味では、この掛川のブランドというものを利用してというと、また違う表現になるかもしれませんが、この名前を捨てるのはいささか惜しいのかなと、こんなふうなことも考えました。そういうことも皆様のお考えの中ではどのようなことになるかなということを含めて、私としては掛川という名前なのかなと、よろしいのではないかとこういうふうにご考えております。

以上でございます。

榛村純一会長　今、新市名称の小委員長からそういう感想がありましたが、ほかにございますか。

それでは、今、両町の首長さんにご相談しましたら、大体今までのアンケート結果と皆さんの今日の発言と総合して、新市の名前は漢字の「掛川市」でいいのではないかという賛同をとったらどうだというお話でしたが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　それでは、内藤委員。

内藤澄夫委員　内藤です。

お隣の袋井、森、浅羽町を例にとってみますと、アンケートをとったら「遠州市」が一番多か

ったということでありませう。しかし、袋井市は遠州市にはしたくないというような気持ちがあるというようなことも聞いております。

よって、森から一番遠州市は多かったわけでありませうけれども、森の皆さんは場合によっては離脱をすることも考えているというようなことも聞いております。名前によっては。だから、たかが名前ではなくして、この名前というのは大変重要な問題であります。全国的に見ましても、名称で合併協議会が分解し、離脱しているところは結構あるわけでありませう。

だから、簡単にそういうふうに、会長の言うようにこういうことでよろしいかということではなくして、もう少し皆さんから意見等を聞いていただくということも必要でないかなというふうに思ってます。そして、できるならばやはり何らかの形で賛否をとるということも必要だと思いますけれども、どうでしょう。

榛村純一会長　　そういうお考えも確かにあると思いますが、どうでしょうかね。

客観的にいいますと、新しい都市の名前というのは新しくなるんだから、全く新しい名前にして、面目一新して新しいビジョンに向かってやる方がいいという考え方は当然あるんですね。人間の名前で一番いい名前をつけようというて、みんなで議論したときに、弘法大師が空海という名前をつけて、これからは空と海だというて空海という名前にしたんです。これが一番有名な名前で、かつ一番いい名前です。

だけど、そういうような理想的な名前ができるかどうかというのは別として、今、うちの小松助役が、この方は北海道の人で掛川の助役を今やっていますけれども、全国的な渡り歩いている人ですけれども、この人はやはり新しい名前の広がるまでのコストというのが、掛川は鎌倉時代からずっと続いている地名だから、そのコストと比べたらちょっと損じゃないかという比較でおっしゃったという面もあると。いろいろあると思うんですが、いかがでしょう。まだ発言のない3号委員の方。蒲原委員。

蒲原忠雄委員　　大須賀の蒲原でございます。

私は先ほど大須賀の中井委員、それから大東の戸塚委員さんがおっしゃったように、私も掛川、漢字の掛川がよろしいと思っております。

榛村純一会長　　水野委員。

水野淳子委員　　大東の水野です。

私は個人的には、この新市のときに応募したのが「遠州掛川市」というのを応募したんです。何名かの方はそれがあったんですけれども、ここの5つのところに選ばれなかったもんですから、ちょっとがっかりしたわけですがけれども。遠州市、掛川市、どちらがいいのかなということをおもよく考えましたけれども、皆さんのご発言にあったように、今までの掛川の地名、「あなたはどこから来ましたか」と聞かれたときに、大東町と言ってもわかってもらえないもんですから、「掛川市の南です」という説明をすると、今まで大体わかっていただけてきましたので、やはり漢字の掛川がいいと思います。

榛村純一会長　　水野委員。

水野幸雄委員 大須賀の水野です。

やはり、この名称につきましては、みんなに親しまれて、地域の人にもなじみがあると。そしてまたこの選定基準からしても、非常に合理的であるというものが一番いいのではないかと考えています。

したがって、ここに選定基準の中にも、歴史、文化、地理的特徴、そして対外的な問題、知名度、すべてにこれが備わっているのが「掛川市」ではないかというふうにも判断できます。特に、コストということを先ほど小松委員が言われましたけれども、それも非常に重要な問題ではないかと思います。特に合併に伴って非常に大きな障害が出るということは、各企業とか地元の会社にしていても名前を変えなきゃいけないということがあるわけなんです。その辺も考慮すると、大多数の町民がそういうことを希望している、あるいは大多数の市民が、40%以上の者が希望しているということになりますと、そういうものも最大限に尊重して、基準と皆さんの意見が合致したところで決めるのが一番いいのではないかなというふうに思っていますので、「掛川市」を推薦したいと思います。

以上です。

榛村純一会長 ありがとうございました。

川口 ・委員 大東町の川口です。

いろいろな皆さんのご意見もございましたが、私は新幹線それから東名、それぞれ掛川の名称を使っております。そういったことが全国的に掛川という名前での知名度が非常に高いということもございます。誇りとするものであるというふうに考えられまして、私は「掛川市」ということで賛成をいたしたいと思っております。

榛村純一会長 それでは、大体出尽くしたと思いますので、新市の名称につきましては、漢字の「掛川市」とすることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございました。

それでは、ご異議なしと認めて、新市の名称につきましては「掛川市」とすることで決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、協議第15号 公共的団体等の取扱いについてご協議をお願いします。ご発言をお願いします。戸塚委員。

戸塚誠夫委員 大東町の戸塚でございますが、公共的団体の取扱いで、特に私は商工会議所と商工会の合併の取扱いについて申し上げたいわけでございますが、前回いただいた資料の中の備考欄というのがございまして、そこに法的なことを若干書いてあったわけでございますが、商工会の立場から申し上げますと、商工会法では商工会同士なら合併ができますけれども、商工会と商工会議所というのはそのままでは合併ができないということございまして、どちらかいずれかが解散をしないと合併ができない。片方に解散して吸収してもらうという形になるようでございます。

今日のこの資料でいきますと、9ページに調整方針があるわけですが、「新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら法の趣旨に沿った調整に努める」と、こういうふうに書いてあるわけですが。

1市2町の現状からいきますと、やはり掛川に商工会議所、それから大東町、大須賀町に商工会と、1つの新市に1つの会議所と2つの商工会があるわけですが。前回の協議会の事務局の説明によりますと、調整の第一歩としてこの団体の間で協議、調整をしていくというようなことでした。

話し合い、調整の段階ですが、考えますに商工会同士が合併ができるわけですので、大須賀町と大東町が合併するようにしていくと。そして、仮にそれができた場合に、商工会議所が新市の中で1つあり、商工会が1つあるということで、商工会と商工会議所が併存していくといいますが、そういう形になるわけですが。

これはまたすぐ一遍に調整して1つにするというのはなかなか、法律がどう変わっていくかわかりませんが、無理だと思いますので、やはり相互の共通するいろんな事業とか連携、それから職員の人事交流とかいろいろ会議所と商工会が交流をし合って、補完をすべきところは補完するようにして、お互いの理解とかそういったものをしていながら、新市の一体性を求めていくといいますが、そういう形をとってそれからその経過によって最終的に1つになるとかというような形にいった方がいいじゃないかなというふうにも思ったわけですが、会長さんのこれに対するお考えございましたら、またほかの委員の方のお考えございましたら、お聞かせをしていただきたいと、こんなふうに思いますけれども。

榛村純一会長　ただいまの議案についての戸塚委員のご質問というか、ご提案というか、投げかけがございましたが、今日は委員の中にその団体の長の方もいらっしゃる、会頭の方もいらっしゃるわけですが、何かございますか。

原田新二郎委員　掛川の商工会議所の原田でございます。

今、大東の戸塚委員から御無理ごもっともというようなご意見がございました。先日、県の商工会議所連合会の会合がありまして、そのときも合併と商工会議所問題ということで一つの資料をいただきましたけれども、一緒になることを推奨するという文句しかないわけですが。でも、大須賀には大須賀、大東には大東の特質を持った商工会ですから、今、戸塚委員の言うのはごもっともなことだと思いますが。

さて、これをずっと具体的に掘り下げてみると、掛川の商工会議所は掛川市から1,370万円の補助をいただいております。さらに大東、大須賀は幾らもらっているか、これは私ちょっとわからないんですが、このままいった場合に市は1つになると。それから財政の縮減ということが市民の一番大きな要望でございますから、果たして運営できるだけの、運営できるだけといいますが、非常に語弊がありますが、現在いただいている補助金を全部いただけるかどうかといいますが、これはなかなか私は大きな問題だと思うんです。

だから、理想は確かにそうでございますが、具体的に掘り下げていきますと、果たしてそうい

うことができるかなという疑問を現在持っている。ですから、明日、明後日に手を打たなければいけないということではございません。今言ったとおり、大須賀町、大東町はもう一つの特色ある商工会でございます。これは私も長い間いろいろ交流をしてみましてよく知っております。

ですから、今日、明日ということは無理ですが、さあ、具体的に合併をしていこうかという場合に、果たして合併ができるかどうかということを考えた場合には、今からやはりそういうような準備をしていく必要があるじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

榛村純一会長　ほかにございますか。牧野委員。

牧野勝彦委員　大東町の牧野ですけれども、今日の協議の内容ですけれども、どの辺までを決めるのかというのをちょっと示していただかないと、意見の出し方がどこまでいいのかというのは、大まかになっちゃうのか細かいところまでやるのかというのがちょっとわからなくなっちゃってね。例えば調整方針を決めていただくということで今日はやるということなら、その辺の意見にしますし、一個一個こうやってそれぞれ言い出すと、とても時間がないと思います。この協議会では時間が足りないというふうに思いますので、ちょっとその辺だけ最初に指示していただければありがたいと思います。

榛村純一会長　じゃあ、事務局長。

松井事務局長　この協議項目の公共的団体等につきましては、1市2町において約184の団体がございます。ですから、ここでは公共的団体の調整方針として大きな枠、総合的な視点に立っての調整方針ということでございますので、個別の団体の調整方針まで協議することまでは想定してございません。今回、この調整方針、全体の調整方針がここで確認されれば、それ以降個々の団体の調整について作業を進めていくということになりますので、ご了解いただきたいと思っております。

ですから、ここでは、調整方針に書かれていますこういう方針で今後調整の作業を進めてよろしいかどうかというところの確認でございます。

榛村純一会長　牧野委員、よろしいですか。この前提でいいですか。

牧野勝彦委員　わかりますけれども、私もそうだと思いますけれども、調整方針についてはこういう方向でしかないなと思うんですけれども、ほかの方が言うと思うんですけれども、これでは本当に大まか過ぎて、もう少しこの辺までというのがあれば。ただこれだと「ああ、いいですよ」しかないですね。

榛村純一会長　ですから、こうなるけれども、それについて自分の関係している、あるいは自分の詳しいことについてはこういう留意事項を気をつけるよと、そういうことを言っていただければ。

牧野勝彦委員　それは言っていますよね。わかりました。

原田新二郎委員　掛川の原田でございます。

今、事務局の方でちょっと説明がありましたが、その調整方針というのは行政の方で何か指針

を示していただけるんですか。あるいは逆に、我々の方で協議をして、行政の方へ反映していくのか、その点はどちらかちょっとご指示願えればありがたいんですが。

榛村純一会長 それは、今の段階では業界は業界、組織は組織、団体は団体で協議していただく。一方で、行政側の所管の長が1市2町の所管の長とあるいは所管の係長、課長が相談すると。それで、今度はそれを突き合わせすると。そういう順序だと思いますけれども。

原田新二郎委員 わかりました。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 内藤です。

商工会とか会議所のことはよく僕もわからないわけでありまして、農協のことについては自分も携わっているということで大体のことはわかるんですけども、1つの団体としては考え方は同じでいいのではないかなというふうに思うわけです。

行政が合併をして1つになっていく。当然、例えば農協さんにしても商工会にしても会議所にしても、やはり最終的には1つを目指す。そして、その中で無駄な経費を省き、一元化の中でやっていくと。農協さんにしても当然そうなるのが僕はベターだというふうに思っていますけれども、それを一元化する、1つの組織に立ち上げていくには、今、原田委員が言いましたように、ある程度時間はかかるのではないかなというふうに思いますけれども、行政でさえも17年の3月には合併をしていくということですので、やはりなるべく早い時期に、農協さんには農協さんの考え方があるでしょうけれども、やはりこれは1つというような形にしていくのが、僕はベターだと思いますし、また商工会と会議所にしても借り入れる等の金融関係のこととか、資本金、売り上げ等のことでいろいろすり合わせていくのには大変難しい問題が、わからないですけれども、あるのではないかなというふうに思いますけれども。

やはり、最終的にはなるべく早い時期に1つの組織にして立ち上げていくというのが、僕は当然のことだと思うんです。

榛村純一会長 ほかに。水野委員。

水野 薫委員 大東の水野です。

調整方針ですけれども、この2行だけで非常に曖昧ですよ。前回の第6回の協議会の資料の46ページにあるように、例えば岐阜県の山県市等は1、2、3に分けて、共通の目的のあるものはもうできるだけするんだ、あるいは若干経費が必要だとか、そして3つ目には独自の持った団体は現行として、ある程度のやはり具体性の調整方針を本当は示すべきじゃないかなと思って、今回のこの調整方針は余りにも雲をつかむような調整方針で、もう少し具体性、余り細かくは難しいとは思いますが、ただ、この2行だけでというのはいかなものかなと思いますけれども。

榛村純一会長 事務局で調整方針、この大枠でやっておいて、それで速やかに一元性を確保するようにとなつて、その中間で何かやるんだらう、平成16年度に。それまでのことを説明してください。

松井事務局長　ここで確認をされましたならば、あとは公共的団体でございますので、それぞれの行政の中にその所管する担当課がございます。そういったところでこの方針を受けて、そして特に法的な根拠に基づく団体についてはそれなりの指導、サポートをしていきます。それから合併特例法の中では一体性の確保の面から公共的団体等は統合、整備を図るよう努めなければならないという努力規定がございますので、この趣旨に沿って行政の方もそういったことで関係する団体につきまして、そういう調整を進めていくということでございます。行政が一方では指揮、監督はできるというふうになっておりますが、強制はできないわけでございます。そういう意味では、公共的団体等の自助努力によって一本化をお願いしていくということしかないと思いますけれども。そんなことで、あとは先ほどの山県市のような具体性を持ったというようなこともございます。当然こういう部分の意味合いも含めた中で、うちの方は調整方針をこのように提案しているものでございます。

榛村純一会長　よろしいですか。

水野　薫委員　おっしゃることはよくわかりますけれども、しかしこれだけのメンバーで議論し合うんですから、もう少し何か、もうちょっと具体性のある調整方針というのは出ないもんかなというのが私の感想なんですけれどもね。よく見れば、やはりそれなりに重みがあると思いますけれども、しかし、これから調整を図るには余りにも雲をつかむような調整方針だと余計混乱する可能性があって、こういうものはやるべきものはやるだけ、同じような活動をしているものは一緒になるとかってある程度の目安というか、具体性を持って調整しないと、と私は思いますけれども。

榛村純一会長　これにつきましては、私は掛川市の部課長に対して、それぞれの所管団体があるので、その所管団体の相手方の2町の所管をしている課長なり、係長なりがいるので、早く突き合わせをするようにせよと。そして、問題点やいろんな課題を整理するよということとは命じてあります。ですから、そのときに大東町側、大須賀町側の担当者の方がそれぞれ自分の町の諸団体、組織とヒヤリングをしていただかなければいけないわけですよ。それで、また持ち寄ると。それでまた、そちらでヒヤリングをしてというようになって、今度はまた団体同士、組織同士がまたやると。だから、担当者、役場の職員がやるすり合わせと、団体が、組織がやるすり合わせとあって、その突き合わせということを何回か繰り返していかないと結論が出ないと思うんですね。

その本当の大まかな一体性の速やかな確保ということですからすべてをあらわしちゃっているわけですが、確かにもう少し具体的にそういうことを書いた方がいいのかもしれないんですけど、どうかな。

小松正明委員　掛川の小松でございます。

前回いただきました資料でいうと46ページのところに、先進事例というものが書いてございまして、ここの中で多分、福岡県の宗像市とか、岐阜県山県市あたりにもうちょっと我々の今やろうとしている調整方針よりは詳しく書いてある事例があるんですが、例えばそれを読みましても、

例えば岐阜県山県市におきましても、公共的団体については「新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合または再編に努めるものとする」と。1、2、3とございますが、1として「3町村に共通している団体はできる限り合併時に統合できるよう調整に努める」、2として「3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合または再編できるよう調整に努める」、3として「独自の目的を持った団体は現行のとおりとする」と、このような書きぶりでございます。

具体の書きぶりはさることながら、やはり今この段階でこうやることに決めようということがなかなか、団体については統合するんだとこういうふうに強い表現はなかなか難しいんだろと思うんですね。そういう意味では、どの先進事例を見ても「調整に努める」という程度の書き方にとどめられているというのが、恐らく現状だと思いますので、私としては、今日の資料の9ページでございますけれども、「各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする」というこの表現で、その先進的な事例の意味合いもすべて含んだ調整に努めるんだということをここで確認をすれば、あとは個別の団体のそれぞれの話し合いの中によるのではないかと。合併のスピードもありようというものもそれぞれの個々の調整に委ねられるべきものではないかと、こういうふうに考えますので、私としてはこの原案のとおりでよろしいのではないかと、すべてを包含したこの表現の方がいいのではないかと、こういうふうに考えます。

以上であります。

榛村純一会長 商工会と商工会議所の関係を一つの例にして申し訳ないですが、最終的にその意思決定は誰がやるかという、会員なんですね。だから、今そういう商工業界ももの凄い厳しい荒波の中にありますから、その存在価値を否定的なことを言う人もあるぐらいなんですね。だから、1市2町が合併、行政が合併するわけですから、本来やはり商工業界も合併してもらいたいと思うわけですね。

しかし、いろいろな補助金や国・県との関係とかいろいろありますから、そう一遍にいかないだろうと。だから、そこで法の趣旨に沿ってできるだけ速やかな一元化に努力してもらいたいと、こういう方針になってしまうわけなんです。この1市2町の工業の人と商業の人くっついて1つの商工会が成り立っているわけですけども、非常に難しいですよ。商店街の整備のことと工場誘致の話といろいろなことはどういうことで調整していくかとかいうことはね。

本当は商工会のあり方なんかを議論したら、やはり1市4町なり1市5町は一緒になければまずかったと、私は思っているんですけどもね。それがたまたま1市2町になってしまったから、商工業界の再編というのが、そういう行政体の枠組みの中だけで論ずることができるかどうかというのはいろいろ疑問があるので、そういうご意見も出てくるとは思いますが。蒲原委員。

蒲原忠雄委員 大須賀の蒲原でございますが、商工会議所の問題が出ております。実は、商工会と商工会議所が現実にもとが違ふというようなことで、例えば会議所と一緒になる場合には、商工会が解散をして、それで会議所に合併をすると、合併というか、吸収されると。こういうケー

スしかないわけなんです。

一つは、今問題になっておりますのは、商工会の合併が地続きでないと合併ができないという一つの法律がございます、現在。したがって、1市2町の掛川、大東、大須賀の場合には大東、大須賀の商工会が合併は可能なんです。

ところが、袋井、浅羽、森の場合には、浅羽と森との商工会の合併が商工会ができないわけなんです。それから、隣の磐田にしましても、磐田、竜洋、それから福田、それから豊田、それとその向こう側の豊岡があるんですが、これも豊岡1つ、豊田と竜洋が1つ、それから福田が1つ、これ4つの商工会が一緒になっても現在だったら3つしか一緒になれない、こういう問題が出ている。したがって、その場合には会議所と絡ませる可能性があるところもあるわけです。

ですから、事例のと我々とちょっと違うところもある。袋井の場合には、実際には森と浅羽が一緒になれんということなんで、ちょっとこれ問題あるけれども、僕らの場合にはおかげさまでもしも一緒になる場合には、大東と大須賀が合併ができるよということなんです。

それから、この東へ行きますと商工会同士で合併なんて、菊川、小笠についてはこれは会議所がございませんので、これは問題ないんで合併が簡単にできる、こういうことがございます。

それから、もう1点は、私の方もこの合併についていろいろあちらこちらへ勉強かたがた研修へ行ってまいりました。その中では、やはりもう行政の合併の前に商工会が合併をしているところもございます。それからもう1点は、新しい市になって、新しい市長さんができ上がって、それで市長さんの意向によって「おまえたちは何年以内に合併しろ」とかというようなそういうところも実はございます。いろいろあるわけなんで、ただ一つ私申し上げますのは、事例だけでいくわけにもいかん。例えば袋井と磐田と掛川との問題は我々とちょっと違うのかな。

こんなことで、今県の方でも大変に苦慮しているということなんで、我々としてもこれから実はこの19日は大東さんと大須賀さんの総務でお話しをして、どういう方向でいこうかということで、戸塚会長さんともお話しの中で19日にお話しをしようというようなことですが、実際には商工会そのものの合併がそういう枠組みになっております。

そんな関係で、せんだって全国大会がございまして、そのときにもう陳情に行っていましたたんですが、これはあくまでも商工会の合併が地続きでなくても合併できるように法の改正をお願いをしたいということを今実はやっております。したがって、そう簡単にいけるものではないと、こんな風に思います。

それからもう1点は、実は県の人事管理委員会の一員でございまして、これは商工会、商工会議所の一緒になった人事管理委員会がありまして、その中で新しい職員の募集について要項、それから試験、すべて商工会、商工会議所が一緒のテーブルの中で研究をしながら、勉強しながら同じテーブルで募集をし、その試験もし、それからそれに対して商工会、商工会議所のお勤めを決めていくと、こんなこともございまして、現実にはそういう風に上は一緒になっているということなんです、合併についてはまだちょっとそんないきさつがございまして。

以上です。

榛村純一会長 先ほど手が挙がった菅沼委員。

菅沼信夫委員 行政センターの菅沼です。

今、商工会、商工会議所のお話が出ておりますが、今言われたとおり現実には、今の法律ではなかなか合併はしにくい状況にあるわけで、合併できないことはないんですけども、どちらかが解散して一緒になると、そういうことになりますと、税制上の負担もかかってくるということでなかなか進まないという現状にあります。この件につきまして国も法律改正、県も要望しておりますけれども、国の方ももう考えているようにも聞いております。

したがいまして、こういった今ここで調整方針が書かれていますけれども、若干時間かかるかもしれませんが、そういった法の動きを見ながら、その中でなるべく早く合併に向けて協議していただくと。現在、11万4,000の人口でありますので、できれば1つになった方がいいのかなという考えはあります。こういった法も見ながら、一体化するように努めていただければいいなと思います。

整理の意味で、新しく市になった場合に合併しなきゃいけない団体というのははっきりしておいた方がいいんじゃないですか。法律上、今の法律上でもう1市になったら1個しかできないというのは皆さんわかっていただけて、その辺整理しておいていただければ大分わかりやすくなっていくかと思うんですけども。例えばシルバー人材センターもそうですか。例えばそういうやつですね。法律上どうしても1つにしなければならぬというのがあれば、それははっきりしておいた方がいいと思いますけれども。

松井事務局長 ただいまのご質問で、法的に1つにしておかなければいけないという団体があればはっきりしとけということでございますが、前回の説明のときにお話し申し上げたと思うんですが、シルバー人材センター、これにつきましては市町村の区域ごとに1個に限り指定することができるとい法律でございますので、合併時までには統合できるよう調整をすることになります。それから、もう一つ社会福祉協議会、これにつきましても社会福祉法の中で社会福祉協議会は1または2つ以上の市町村に置かれるということが法的に決められておりますので、これにつきましても合併時に統合できるよう調整を努めていかなければいけないということでございます。

そのほかのものにつきましては、特に商工会議所と商工会、これにつきましてはそういった形で1つの町村あるいは1つの市に置くということが定められておりますけれども、先ほど来申し上げているように特例がございますので、その調整次第で統合するということになるかというふうに思います。法的にはシルバー人材センター、社会福祉協議会、これが合併時までには統一しなければいけないということだと思います。

榛村純一会長 それだと確かに社会福祉協議会、シルバー人材がはっきり別になっていた方がいいかもしれないですね。説明がみんな同じになっているので。法の趣旨の法を知らない人も多いと思うので。

今、ご説明のとおりで行政が合併するので、基本的にはその関係諸団体も合併に向かってできるだけ早く調整をして、それで方針を定めてもらおうと、できるだけ早く。ということだと思います

すが。原田委員。

原田新二郎委員　　ちょっとお伺いしたいんですが、商工会議所とか商工会のことはわかるんですが、この資料を見ますとそれ以外の例えば観光協会でございますとか、森林組合でございますとか、文化協会、体育協会などずっと出ていますが、この中にそういうことに知識のある人があればその議論ができるんですが、全くそれじゃ知識がないといった場合にはどういうふうにしてその議論を進めていくのか、ぜひひとつ会長のご意向を承りたいと思います。

榛村純一会長　　やはり観光協会なんかは、観光というのはやはり広域観光でやらないかんわけですから、1市2町で1つになることが事業の目的からいって必要だと思いますね。

それから、森林組合なんかでは今日お二人の町長さんにうちの森林組合の専務から陳情をして、これから掛川市の森林だけじゃなくて大東、大須賀にも森林があるから、その所有者の人は森林組合に入ってくれと、こういうことをお願いしたわけですね。それに対して「おらんとこじゃ入る人はねえよ。もう森林なんか経済的に当てにしちゃおらんで」というご意見になるわけですが、それでも一応そういうことを組織がもう北部の原泉だけでやってもじゃなくて、海岸砂防まで含めて入ると。だから、それは組織の基礎にある組合員が組合員になるべき人たちに呼びかけるという形になると思うんですね。

ですから、観光協会も掛川の観光協会がもし力が強ければ、大東、大須賀の観光業者の方に呼びかけて、組織をもっと大きくしようじゃないかとか、あるいはみんなで金出し合っってこういう宣伝しようじゃないかとか、そういうことを呼びかけなきゃいかんと思うんですね。それについて、1市2町が合併した合併市町村の新都市が観光政策をどう打ち出すかということと、これやはり先ほどと同じように行政側の動きと業界側の動きと、それから組織そのものの動きで段々と決まってくるということだと思いますけれども。

原田新二郎委員　　ありがとうございます。

榛村純一会長　　それでは、この諸団体の調整で社会福祉協議会が一番私はなかなか難しい問題を含んでいると思うんですね。それから、商工会、商工会議所は段々と段階的に一体的な商工業界の一体的な活動の中から、組織論が整理されていくんじゃないかこう思います。あと文化協会と体育協会とかいろいろございますが、この調整方針の皆様のご希望、水野委員のご希望もあり、「法の趣旨に沿った調整に努めるものとする」「法の趣旨に沿って積極的に調整に努めるものとする」と、そういうふうに入れておいたらどうですか。口頭でいいかな、いいですか。もう少しはっきり努力する、一元的になるように。

入っているんですけども、「速やかな確保に資するために」あとの文章の「法に積極的な」ということを入れるということ。「速やかな」というのは「確保」の方へかかってくるんですよ。調整にはかかってこない。

いずれにしても、こういうことで一体化をできるだけ速やかに図るという調整方針ですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、10分間の休憩をいたしますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午後3時35分

再 開 午後3時47分

栗田事務局次長 それでは、ただいまから会議を再開したいと思います。

榛村会長、よろしく申し上げます。

榛村純一会長 それでは、会議を再開いたします。

再開するに当たりまして、ご報告申し上げますが、内藤委員におかれては、葬儀があるそうでご退席になりましたので、ご了解をいただきたいと思います。それから、この会場は次の会合の都合で17時までとなっておりますので、今後の推移についてご協力いただけたら幸いです。

では、続きまして協議第16号 補助金、交付金等の取扱いについてをご協議願いたいと思います。それでは、調整方針をお読みいただきまして、何かご意見がございましたらご発言をお願いします。調整方針は13ページに記されております。鈴木委員。

鈴木治弘委員 1点お尋ねをしたいと思います。

掛川も大東、大須賀もそうだと思うんですが、それぞれの地域に自治会がございます。自治会の運営は部落から会費を徴収するのと、町の補助金で運営をしているわけですが、例えば17年3月28日に合併をしたといたします。そうして、当初の年度ですね、新しい市になった場合、自治会は従来どおりの歳入を見込んで運営をしていくのか。それとも新しい市になってから新しい組織を考えて、財政的な裏づけをして部落の運営をしていくのか。そこら辺どんなふうにお考えになっているかお尋ねをしたいと思います。

松井事務局長 自治会の取扱いにつきましては、補助等もちろん出しているわけですが、それ以外に連合会の組織のあり方とか、新たな仕組みの問題等ございまして、その問題につきましては1月にその他各種事務事業の取扱いという協議項目がございまして、その中に地域振興事業という項目がございます。その中で改めてその調整方針を提案させていただきたいと思っておりますので、そのときでよろしいでしょうか。

榛村純一会長 ほかにございますか。田中委員。

田中鉄男委員 掛川の田中ですけれども、先ほど団体等の合併の話もあったわけですが、農協もそういった中で合併についてはないわけですが、いずれにしてもこの補助金等については、今それぞれの部分でいただいている経過があります。当然、掛川市農協は今度は旧掛川市のエリアの中で事業をやっていくということになるわけですが、新しくなるまちについては夢咲さんの組合員さんもいるわけでありまして、また夢咲さんの組合員さんの中には菊川のまち、あるいは新しくできる御前崎のまちの組合員さんもいるわけでありまして。

そういったことを考えますと、市民あるいは組合員さんそれぞれ平等にそういった補助金等の享受が受けられるようになればなと、そんなふうにありますし、またこの調整方針の中に、関係

する団体等の理解または協力を得てということでは字句が入っておりますけれども、できれば調整の段階において意見も聞いていただきながら調整をいただきたいと、そんなふうにも思いますので、要望としてお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

榛村純一会長 何か回答あるかな。そのように努力いたします。

では、ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、調整方針に基づきまして事務をすることにいたしたいと思っておりますが、この調整方針をご確認していただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして第17号 電算システムの取扱いについてをご協議をお願いします。ご発言をどうぞ。

これについては、過日の期日のときにさんざん議論いたしましたが、それに加えて何かございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、電算システムについては調整方針のとおりとするということで、ご異議ございせんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。ご異議なしと認め、調整方針のとおりとすることを確認いたします。

続きまして、協議第18号 慣行の取扱いについてをご協議願います。発言をどうぞ。

(発言する者なし)

榛村純一会長 事務局、何かないか。慣行について。

それでは、調整方針のとおりでよろしゅうございますか。牧野委員。

牧野勝彦委員 大東の牧野ですけれども、調整方針で「市章は新市において新たに制定するものとする」というふうになってますけれども、現行それぞれのまちにありますけれども、これとは全然別に新たに制定するという考え方でおられますか。

松井事務局長 ただいまのご質問でございますが、新設合併でございますので、今ある市章等につきましては一端すべて廃止ということになります。

今日の方針が確認をされれば、その方向で準備を進めていくわけでございますが、特に市章につきましては、新市になってからすぐにでもいろんなところで、いろんな局面で使用されていく、そして速やかに制定していきたいということでございますが。これにつきましてはデザインを募集をするに当たりまして、デザインの作成にかなりの時間はかかるというようなことございまして、今事務局で考えている想定といたしましては、この方針が決まれば合併するまでに市

章の募集だけはやっておいて、そしてある程度絞り込んだ上で新市において、新市の市長あるいは議員さんが選出された後に、制定をしていきたい、そんな段取りで考えております。

以上でございます。

榛村純一会長 新市の市章は、新市誕生のときは決まってもいいということか。

そういうことのですから、できるだけ募集をして早く決まるように支度をしておくということですね。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にないようですので、協議第18号の慣行の取扱いにつきましては、調整方針のとおりとすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、調整方針のとおりとさせていただくことにいたします。

続きまして、協議事項の提案に入ります。協議第19号から協議第23号までの5件について、一括提案させていただきます。

事務局、説明してください。

松井事務局長 それでは、次回1月の合併協議会でご協議いただく5件につきましてご説明申し上げます。

資料の23ページになりますが、協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについてからご説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

まず、留意点1といたしまして、国民健康保険制度の概要でございます。国民健康保険制度につきましては、昭和33年に国民健康保険法が制定されて以来、職場における医療保険とともに社会保障制度の中核的役割を果たしていることは既にご承知のとおりでございます。国民健康保険は市町村が保険者となり運営しておりますが、職場の医療保険加入者や生活保護を受けている方を除き、その市町村に居住する者はすべて加入しなければならないことになっております。

2の国民健康保険税の(1)概要でございますが、国民健康保険事業の主な財源は、国からの補助金、市町村からの繰入金、そして加入者から徴収する保険税でございます。保険税の構成は、医療保険に充てられる医療分と介護保険の財源に充てられる介護分からなっており、その賦課や徴収などに関する事項は条例で定めることになっております。

(2)の保険税率の決め方でございますが、図で示してありますように、確保すべき保険税額は年度ごとに医療費等の総額を推計し、その総額から国などの補助金、市町村の一般会計からの繰入金、病院で支払う個人の負担金などを除いて確保すべき保険税額を算出いたします。この確保すべき保険税額を算出した上で、被保険者の所得や資産などに応じて按分をし、課税がされます。保険税率は法律に基づき設置された国民健康保険運営協議会で協議をされ、その答申を受け

て議会の議決により決定がされます。

続いて25ページ、3の国民健康保険事業の概要でございます。国保事業の中心は病気やけがなど医療費に対する療養給付でございますが、そのほか出産時の出産育児一時金や葬祭費の給付、人間ドックに対する助成、健康管理のための啓発など各種事業を行っております。

4の調整内容でございますが、国民健康保険事業はこれまで各市町村が保険者となって運営されておりますので、1市2町の保険税率、納期、給付内容等に差異が生じてございます。このため新市民の間で不均衡が生じないよう、1つに統合する必要がございます。調整に当たりましては、新市民が安心して等しく医療が受けられるよう配慮されなければなりません。そのためには、医療需要に見合った収入額の確保と税負担といった問題がございますが、相扶共済の精神という法の趣旨を十分に尊重した考え方を基本に据えて調整されることが必要となります。

これらの留意点をもとに調整方針をお示ししますと、25ページの一番下になりますが、(1)として、国民健康保険税につきましては、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、新市における療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額の算出を行った上で合併年度の翌年度から統一するということとございます。

これは保険税率が事業の大半を占める医療費の支出額によって算出されることが前提となっているため、まずは1市2町全体の療養給付費等がどのぐらい必要になるかというものを推計し、その上に立って負担額を算出するという方針でございます。統一年度につきましては、具体的には平成17年度からということになります。

次に、(2)の人間ドック助成事業につきましては、掛川市の例により統一するということとございます。

このことにつきましては、次の27ページをご覧くださいと思いますが、27ページの下から2つ目の項目に人間ドック助成という項目がございます。1市2町それぞれの状況につきましては、対象年齢は掛川市が20歳から69歳まで、大東町が40歳から69歳まで、大須賀町が30歳から69歳までとなっております。また、ドックを受ける際の自己負担金は、掛川市と大須賀町が1万円、大東町が1万500円となっております。これらを掛川市の例に統一して、対象年齢は20歳からとし、自己負担金は1万円とするものでございます。

続いて、調整方針の(3)になりますが、高額療養費貸付事業につきましては、大東町、大須賀町の例により統一するということとございます。

先ほどの27ページをご覧くださいと思いますが、最後の列にその貸付事業の現況を掲載してございますが、この事業は現在大東町、大須賀町の2町で制度化されております。内容的には、医療費が高額となった場合に支払うべき医療費の10分の8以内を一時的に無利子で貸し付けを行うというものでございます。この制度は、新市になりましても継続して実施していこうというものでございます。

以上が国民健康保険事業の取扱いに関する調整方針でございますが、あと参考資料といたしまして、1市2町の現況、関係法令、並びに先進事例の調整方針等を記載してございます。

続きまして、協議第20号 介護保険事業の取扱いについてでございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

留意点の1でございますが、介護保険制度の概略でございます。介護保険制度は平成12年4月からスタートいたしました。保険者は市町村で、被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者に区分されております。サービスを提供する財源といたしましては、国、県、市町村の公費と第1号及び第2号被保険者が納める保険料が主体となっております。また、介護サービスは在宅サービスと施設サービスに分けられ、これらサービスを受けるには介護認定審査会の判定に基づいて市町村の認定を受ける必要がございます。

続いて、2の介護保険事業計画でございますが、この事業計画は法律に基づいて5年を1期として3年ごとに策定されるものでございます。この計画には介護サービスの見込み量や見込み量確保のための方策等、保険給付を円滑に行うために必要な事項を定めることになっております。

続きまして、3の介護保険料と納期についてでございます。(1)は65歳以上の第1号被保険者の保険料についてでございます。その保険料は先ほど説明いたしました介護保険事業計画、この策定期間に合わせ3年ごとに条例で設定をされます。保険料は、介護保険事業に要する費用の総額から算出された第1号保険料の総額をその人数で割った額を基準額として、所得の状況に応じて5段階に区分されております。納期につきましては、年金を一定額以上受給している方につきましては、年金額から差し引かれ、それ以外の方につきましては市町村が定めてある期日までに直接納付されることになります。

(2)の40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料につきましては、それぞれが加入している医療保険から決められた算定方法に基づいて徴収されるものでございます。

続いて35ページの4、介護認定審査についてでございますが、介護保険のサービスを受けるためには、要介護認定を受けることが必要となります。要介護認定は調査票に基づいて行う一次判定と、それから一次判定の結果をもとに保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会が行う二次判定とがございます。介護認定審査会は、各市町村に設置されるのが原則でございますが、幾つかの市町村が共同で設置することも可能でございます。小笠、掛川地域では現在1市5町により共同で設置をされ、運営をされております。

そのような留意点を踏まえまして、調整方針になりますが、1として、介護保険事業計画につきましては、合併時まで策定するものとするということでございます。これは、保険料が介護サービスの量に基づいて決まることから、まず新市保険料の算定根拠となる介護保険事業計画、これを1市2町を合体させて、合併時まで1つの計画書として策定するものでございます。その上で、2になりますが、第1号被保険者に係る介護保険料につきましては、新市において介護保険事業が円滑に運営されるよう、合併年度の翌年度、すなわち平成17年度から統一するものでございます。3の介護認定審査会につきましては、現行の体制、いわゆる小笠、掛川1市5町による共同設置の体制を新市後も引き続き存続するよう調整するものでございます。

以上が介護保険事業の取扱いに関する調整方針でございます。

あと参考資料でございますが、36ページ、37ページには1市2町の現況を掲載してございます。その中で、第1号被保険者の保険料が36ページの中段あたりに載せてございますが、1市2町の基準額は段階で申し上げますと第3段階に当たりますが、掛川市及び大東町が月額2,700円、大須賀町が月額3,100円となっております。

また38ページ、39ページは、介護保険制度についてよりわかりやすくまとめたものでございますが、その中で介護保険の財源の仕組みについて申し上げますと、39ページの中段の円グラフになります。介護保険事業に要する費用は1割はサービスを受ける利用者が負担をいたします。残りの9割は保険料と公費でそれぞれ50%ずつ負担がされます。そのうち保険料は第1号被保険者が18%、第2号被保険者が32%負担することが決められております。また、公費は国が25%、県と市町村が12.5%ずつ負担することが決められております。

あと、その他参考資料といたしましては、関係法令と先進事例による調整方針を掲載しましたので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上が介護保険事業の取扱いについてでございます。

続きまして、43ページ、協議第21号 消防団の取扱いについてを説明させていただきます。

44ページをお開き願います。

消防団の活動につきましては、既にご承知のとおり、火災はもちろんのこと地震や風水害などあらゆる災害から私たち住民の生命、財産を守るため日夜献身的な活動に取り組まれております。消防団は消防組織法に基づいて、各市町村の条例でそれぞれ設置をされております。また、消防団員の身分は地方公務員法に定められた非常勤特別職として地方公務員としての身分が保障されております。

現在の1市2町の消防団の概要を45ページの表にまとめてございますが、そちらをご覧くださいますと、掛川市消防団は6方面20分団で組織をされておまして、定員は500人でございます。また、大東町消防団は6分団で組織をされておまして、定員は160人でございます。大須賀町消防団は4分団で定員は150人でございます。それぞれの組織体系、並びに管轄区域等につきましては、48ページ、49ページに一覧で掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

そして、消防装備につきましては、分団の設置数に応じて詰め所やポンプ車が配備されているところでございます。また、消防団員の報酬額につきましては、1市2町で大きく異なるわけですが、報酬以外に出動した際の手当や訓練手当等を含めた年間支給額を団員1人当たりの支給額で見ますと、その表の一番下に記載されていますようにほぼ均衡した額となっております。

このような状況下において、消防団の取扱いに関する調整方針でございますが、そのページの一番下になりますが、1として、現在ある3つの消防団については合併時に1つに統合するというところでございます。2として、分団の組織、管轄区域については当面現行のとおりとし、合併後地域の実情を踏まえた上で必要に応じて調整するというところでございます。3として、団員の

報酬、手当等につきましては合併時に統一するということでございます。

あと参考資料といたしまして、46ページ、47ページには1市2町の消防団の現況につきまして補足をしてございます。48ページ、49ページでは1市2町消防団の組織体系図について、50ページでは先進事例における消防団の取扱いに関する調整方針を載せてございます。

以上が消防団の取扱いについてでございます。

続きまして、協議第22号 町名・字名の取扱いについてでございます。

52ページをお開き願います。

まず、留意点の3になりますが、現在1市2町には町名・字名が全部で164存在しております。合併した場合に、これら町名・字名が1市2町内に重複して存在する場合には、住所や土地の所在が特定できないということから住民生活に多大な影響を及ぼすこととなりますので、新市の発足時において支障がないように調整する必要がありますが、当1市2町の地域内には同じ名称の町名・字名は存在しておりません。

したがって、調整方針といたしましては、52ページの一番下になりますが、新市の町・字の名称については現行のとおりとするものでございます。

あと参考資料といたしまして、53ページから55ページにかけまして、現在の1市2町の町名・字名を五十音順に一覧にしております。56ページは調整方針についての先進事例でございます。

以上が町名・字名の取扱いについてでございます。

続きまして、協議第23号 地域審議会の取扱いについてでございます。

58ページをお開き願います。

留意点の1、地域審議会の設置目的でございますが、地域審議会は合併による行政区域の拡大に伴い、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念に対応するため、平成11年に合併特例法の一部改正により創設をされた特例的な制度でございます。

2の地域審議会の役割でございますが、地域審議会を設置する区域の単位は合併前の市町村の区域でございます。したがって、地域審議会が担任する事務といたしましては、合併前の市町村の区域に関する事務に関し市長の諮問に対して審議すること、それと当該区域の地域振興に関して市長に意見を述べることでございます。

参考といたしまして、担当事務の一般的な例を58ページの中段に表囲みで記載をいたしました。この中で1の(1)市町村建設計画の変更につきましては、合併特例法の中で市町村建設計画を変更しようとする場合には、地域審議会の意見を聞かなければならないというふうに定められておりますので、このように市町村建設計画を変更する場合には必ず諮問をされることとなります。その他の内容につきましては、地域の実情、事情により判断されることというふうになります。

続いて、3の地域審議会の設置の有無についてでございますが、地域審議会は特例的な制度でございますので、必ず置かなければならないといったものではございません。設置する場合にも1市2町のすべてに設置しなければならないものでもなく、それぞれの市、町の実情に応じて主体的に判断されるべきものと考えます。また、2つの市町村の区域を合わせて1つの地域審議会

を置く、例えば大東町と大須賀町の区域、この2つの区域を合わせて1つの地域審議会を置くというようなことはできません。また、掛川市の区域を2つに分けて、掛川市の区域に2つの地域審議会を置くといったこともできません。地域審議会の設置はあくまでも合併前の市町村の区域を単位とするということでございます。

設置の有無につきましては、合併協議会で協議をし、設置する場合には合併特例法の定めにより地域審議会の委員の定数、任期、任免等必要な事項をあわせて協議をし、最終的には1市2町それぞれの議会で議決されることが必要となってまいります。

59ページの4、地域審議会の設置期間でございますが、地域審議会の設置は特例的な措置であることから、合併特例法では期間を定めて設置することとされております。設置期間につきましては法的な制限はございませんが、合併特例法で新市建設計画を変更する際には地域審議会の意見を聞かなければならないと規定されておりますことから、一般的には新市建設計画の計画期間と整合を図ることが適当であるとされております。

以上のような留意点をもとに、地域審議会の取扱いにつきましてご協議をいただくわけですが、調整方針といたしましては、設置する、しない、それはそれぞれの地域の実情によって大きく異なるということから、今回は2つの選択肢によってご判断をいただこうと考えました。

すなわち1つ目の選択肢は、1市2町いずれにおいても地域審議会を設置しないというものでございます。この場合、合併後に地域審議会に相当する機関の設置が可能か否かという点につきまして、若干補足をさせていただきます。合併特例法に基づく今回の地域審議会は、合併前に関係市町村が協議をして設置の有無を決定するものでございますが、地域審議会の法的な権限というのは、特例法の第9条に定められた新市建設計画を変更しようとする場合に地域審議会の意見を聞かなければならないということでございます。それ以外の事項につきましては、関係市町村の実情に応じて適宜定めることができます。特例法に基づく地域審議会を設置しない場合でも、合併後に地域審議会と同様の機能を有する機関が必要と判断された場合には、地方自治法に定められた附属機関として、条例によって諮問機関を設立することは可能ですので、この点を補足させていただきます。

そして、2つ目の選択肢、これにつきましては地域審議会を設置する場合でございます。この場合は、現在の1市2町の区域ごとに地域審議会が設置されることとなりますので、どの区域に設置するのか、また合併特例法で定められた設置期間、定数、任期等についても協議する必要がございます。したがって、選択肢2の調整案のうち波線が引いてある部分につきましては、地域審議会を設置しない区域は削除することとなります。

また、(1)の設置期間につきましては、現在新市建設計画の協議が行われておりますが、現在の段階では建設計画の期間は10年ということで想定しておりますので、設置期間につきましてもこれに合わせ、合併の日から10年間とするものでございます。

(2)の所掌事務につきましては、アとして新市建設計画の変更に関する事項、イとして新市建設計画の執行状況に関する事項、ウとしてその他新市の長が必要と定める事項でございます。

(3)の組織につきましては、アとして地域審議会は15人以内で組織をする。イとして、委員は設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとし、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者を充てることとさせていただきます。

(4)の委員の任期につきましては2年とさせていただきます。

以上が地域審議会を設置する場合の調整方針でございます。

あと参考資料といたしまして、60ページでは、地域審議会に係る根拠法令を抜粋してございます。61ページでは、平成13年1月以降に新設合併で合併したところの地域審議会の設置状況でございます。網かけがしてある市町村が地域審議会を設置したところでございます。最終ページ、62ページは地域審議会を設置いたしました3市の内容を先進事例として掲載をさせていただきました。

以上、協議第19号から協議第23号まで5点を一括して説明させていただきました。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

ただいまの説明に対しまして、何かご不明な点、あるいは確認いたしたい点ございましたら、ご発言をどうぞ。

いずれも性質は違いますけれども、重要な案件ばかりですが、これを来年の第9回の1月20日の法定協議会で協議、決定すると。それまでは研究課題として宿題になると、こういうことでございますが、特にご質問ございませんか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、ないようですので、協議第19号から協議第23号につきましては、来年の1月20日第9回協議会でご協議いただきますので、その席でご意見を伺い決定をしたいと、このように思います。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご協力、熱心なご協議をありがとうございました。

念のために申し上げますが、この法定協議会は平成15年度においては、来年の1月20日の9回、それから10回、11回と、3月までにあと3回開かれることになっております。それから、16年度になりましてからは、予定としては4回開かれる予定になっております。4回とは、これは全部足すと15年度が11回ですから、あと4回足すと全部で15回法定協議会を開くと、今の予定ではそうなっております。しかし、これからどういう難しい事態とか、協議すべき重要な案件ができるということもありますので、16年度においては一応今4回と定められておりますが、委員の要請に基づいて会長が必要と認めるときは随時開くと、こういうことになっておりますので、会長あてに開催要請を必要があればしていただくと、こういうことになりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、年末年始、今日は新市の名前も決定いたしました。年末年始、新しい年に向かっている新市の建設のビジョンについて、小櫻先生が中間報告されたことについての肉づけやいろいろ協議すべき事項たくさんございますが、ぜひ年末年始の話題にさせていただいて、できるだけ多く

の市民、住民の方からご意見を聞いていただくように、それから法定協議会の委員の方の所属する団体についても、団体のご意見やご要望、課題を聴取していただくように、そして新しい気持ちで1月20日の第9回協議会に臨んでいただくようお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

閉 会 午後4時26分